

旭川医科大学病院緩和ケアチーム要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年6月26日病院長裁定)

旭川医科大学病院緩和ケアチーム要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院緩和ケアチーム要項（平成19年12月26日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 チームは、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師 若干人</p> <p>(2) 身体症状の緩和を担当する医師 1人</p> <p>(3) 精神症状の緩和を担当する<u>医師</u> 1人</p> <p>(4) 看護部長が指名する看護師 1人</p> <p>(5) 薬剤部長が指名する薬剤師 1人</p> <p>(6) リハビリテーション部長が指名する各種療法士 1人</p> <p>(7) 医療ソーシャルワーカー 1人</p> <p>(8) 医療支援課長</p> <p>(9) その他チームに必要と認める者</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和8年7月1日から施行する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b></p> <p>当該チームの担当医師の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 チームは、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師 若干人</p> <p>(2) 身体症状の緩和を担当する医師 1人</p> <p>(3) 精神症状の緩和を担当する<u>精神科医師</u> 1人</p> <p>(4) 看護部長が指名する看護師 1人</p> <p>(5) 薬剤部長が指名する薬剤師 1人</p> <p>(6) リハビリテーション部長が指名する各種療法士 1人</p> <p>(7) 医療ソーシャルワーカー 1人</p> <p>(8) 医療支援課長</p> <p>(9) その他チームに必要と認める者</p> <p>(略)</p>